

みんなで支えあう

国民健康保険

国民健康保険税の産前産後免除制度が始まりました

令和6年1月1日から、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が産前産後期間の4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)免除されます。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険被保険者の方。妊娠85日以上の分娩が対象です。

免除期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間。
※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間。

申請方法

出産予定日の6か月前から申請ができます。住民課または税務課まで申請ください。

提出書類

- ① 出産予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類(母子健康手帳等)
- ② 世帯主および出産被保険者のマイナンバーがわかるもの
- ③ 届出者の本人確認書類(運転免許証等)

※出産後に申請する場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。(同一世帯である場合は不要)

【令和5年度の免除期間】

産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ免除されます。

(例)	令和5年					令和6年	
	8月	9月	10月	11月 出産月	12月	1月	2月
単胎の方			○	○	○	○	
多胎の方	○	○	○	○	○	○	

【令和6年度以降の免除期間】

(例)	令和6年					令和7年	
	8月	9月	10月	11月 出産月	12月	1月	2月
単胎の方			○	○	○	○	
多胎の方	○	○	○	○	○	○	

※○は産前産後期間、□は免除期間。

※産前産後期間の保険税がゼロになるとは限りません。

国民年金からのお知らせ

年金受給者の皆さんへ

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和5年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月に送付されます。この源泉徴収票には、令和5年中に年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

また、e-Tax(電子申告)を利用した確定申告で使える源泉徴収票の電子データをマイナポータルで受け取ることができます。データの受け取りには、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失さ

れた方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

今年20歳を迎えられる皆さんへ

国民年金の加入義務が生じます

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけでなく、病気やケガで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所
 ☎077-567-2220

住民課 保険年金担当
 ☎0748-521-6584

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 税務課 住民税担当

☎0748-521-6584
 ☎0748-521-6570

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています



あなたのアイデア・
メッセージを
お待ちしております

皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりにいかし誰もが住みやすいまちにしていくため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を下部に掲載しています。
- こちらに掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・E-mailなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

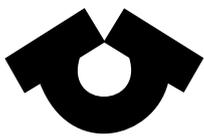
◆提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当
 ☎0748-52-6550 FAX 0748-52-2043
 E-mail kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。名前や番地の記載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください。
- 広報掲載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに「住みよいまちづくりへの提案」と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。できる限り町政にいかせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体の誹謗・中傷するもの、感想のみのものなど、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

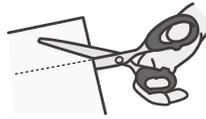
きりとり



時代の変化に対応し
 だれもが輝き
 ともに創るまち“日野”

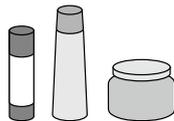
郵送の場合はこの用紙を切り離し、
 次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



(山折り)

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限
 令和6年3月
 31日まで
 (切手を貼らずに
 お出してください)

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係行



